

申請提出書類一覧(訪問型基準緩和サービス)

【提出書類の体裁】

- 提出書類は、**A4サイズ**で作成し、1冊のファイル(2穴)に綴り提出してください。(できるだけ**ホチキス止めしない**)
(ただし、所定様式や縮小が難しい図面等はA3をA4サイズに折り込んでください)

【添付書類を省略できる場合】

- 訪問介護又は介護予防訪問介護相当サービスの指定を既に受けている事業所が、同一の事業所で一体的に訪問型基準緩和サービスを実施するために、指定申請を行う場合は「**追加指定に係る誓約書**」及び「**追加指定申請に係る提出書類確認表**」を提出することで、表中の●印の書類を省略することができます。
- 同一の事業所で一体的に訪問型基準緩和サービスを実施するために訪問介護の指定申請と同時に本指定申請を行う場合は重複する書類を省略することができます。

No.	提出書類の名称	提出書類の説明
1	指定申請書(別記第1号様式)	法人の代表者印を押印してください。 申請者名等や印鑑は、登記内容と一致させてください。
2	申請する事業等に係る記載事項(別紙2)	記載内容は、各添付書類と一致させてください。
3	申請者の法人登記事項証明書又は条例等	・法人登記事項証明書の場合は、 <u>原本提出</u> (発行は3か月以内のもの)。 ・条例にあつては、公報の写し。
4	事業所の位置図 ●	全体的な地図(広域図)及び近隣の住宅地図などに、事業所の所在地を分かりやすく明示してください。
5	事業所の平面図 ●	図面上に事業所内のレイアウト(各室の用途)を明示する。 ・事務室(事務机・個人情報を保管する鍵付書庫など) ・相談スペース(プライバシーに配慮されたもの) ・手指洗浄設備(感染症予防のためのもの)
6	事業所の設備・備品等の写真(カラー)及び写真撮影位置図 ●	次の写真に番号とタイトルを付けて、平面図上に写真番号および撮影方向を矢印などで明記してください。 ・建物外観 ・事務室(事務机・鍵付書庫) ・相談スペース(個室または仕切り等で区切られているもの) ・手指洗浄設備(洗面台・液体石けん・ペーパータオル) (※事業所全体の概要が分かるよう、写真は適当数撮影してください。デジカメ等で撮影し用紙に印刷する事も可。)
7	訪問事業責任者の経歴書	「備考」欄には、当該事業に係る研修の受講状況等を記入してください。
8	運営規程	次の内容を、具体的に分かりやすく定めてください。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・事業の内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・緊急時等における対応方法 ・その他運営に関する重要事項
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	・利用者等に対する常設の相談窓口・担当者の設置 ・連絡先や受付時間を明記し、事業所における苦情処理の体制及び手順等を具体的に分かりやすく記載してください。

No.	提出書類の名称	提出書類の説明
10	組織体系図	<p>①記載すべき「組織」の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人本部 ・同一敷地内の全ての事業所(施設) →※「介護保険外」の店舗なども含みます。 ・申請に係る事業所の従業員が、同一敷地外の従業員としても従事している場合は、その事業所(施設) <p>②「従業員(氏名・職種・勤務形態・兼務状況)」の記載が必要なところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に係る事業所 ・上記事業所の従業員のうち、他の事業所等にも従事する場合の当該事業所等
11	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	<p>人員基準で定められている職種の従業員について、勤務すべき時間数などを「指定予定月4週間分」で作成してください。</p>
12	従業員の資格を証する書類	<p>資格証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士登録証の写し ・実務者研修修了証の写し ・介護職員初任者研修課程修了証の写し (介護職員基礎研修、1級、2級、3級の「旧研修課程」も可) ・市が実施若しくは指定する研修修了証の写し <p>→資格証等に記載する氏名が、現在の氏名と異なる場合は、変更が分かる「戸籍抄本等」(原本)を添付してください。</p>
13	事業所の(建物)登記事項証明書等 ●	<ul style="list-style-type: none"> ・(法人の)自己所有の場合、「登記事項証明書(所有権保存登記済のもの)の原本」及び 所在地が住居表示実施済みの場合は「住居表示証明書等」 ・他人所有の場合、「賃貸借契約書の写し」など使用権原を証する書類。
14	従業員の身分証明書の様式	<p>「写真貼付」欄、「事業所名称」「氏名」「職名」等を記載のうえ、証明欄には、「法人名」「法人代表者の職・氏名」「法人代表者印」を明示してください。</p>
15	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約が必要な対象者は、法人の「役員」及び申請に係る事業所の「管理者」です。 <p>【役員】の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を執行する立場にある者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず当該法人に対して業務を執行する者及びこれに準ずる者と同等の支配力を有すると認められる者を含みます。(必ずしも登記上の役員と一致するとは限りません) ・社会福祉法人の「監事」「評議員」及び株式会社の「監査役」等は、業務を執行する役員には該当しないため、当該役員に含みません。

※この指定申請を行う際には、老人福祉法の届出(老人居宅生活支援事業開始届)も別途提出が必要です。